

むつ市創業融資利子補給金交付要綱

平成29年3月31日

むつ市告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、創業希望者を支援することにより、創業の促進、地域活性化及び雇用の促進を図るため、市内で創業するために融資を受けた者に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補給対象融資)

第2条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、創業に要する資金の融資であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、借換資金のために受けた融資は、対象としない。

- (1) 地方公共団体又は政府系金融機関が実施する融資制度による融資
- (2) 民間金融機関が実施する融資であって、前号の融資の標準的な条件に準ずるものとして市長が特に認めるもの

2 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象融資の実行時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者であること。
- (2) 市内に新たな本店及び主たる事業所を設置する法人又は市内に新たに主たる事業所を設置する個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実であると認められること。
- (3) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること。
- (4) 市税を完納していること。ただし、市外在住者である個人にあつては、当該居住地における市町村税を完納していること。

(利子補給金の額及び交付対象期間)

第3条 利子補給金の額は、支払った対象融資に係る利子の合計額に1パーセントを対象融資の返済利率で除して得た率を乗じて得た額とする。ただし、当該返済利率が1パーセント以下である場合の利子補給金の額は、当該利子の合計

額とする。

2 利子補給金の交付の対象となる期間は、対象融資の決定日以後における利子の支払開始月から12月を経過するまでの間とする。ただし、返済期日の遅延に係る利子は、利子補給金の算定から除くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利子補給金の額は、15万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）

は、対象融資を受けた日から1月以内にむつ市創業融資利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 金融機関が発行する融資実行の確認ができるもの

(2) 金融機関が発行する返済予定表の写し

(3) 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し

(4) 個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し又は履歴事項全部証明書

(5) 事業所又は店舗の位置が確認できる住宅地図等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、毎年3月に対象融資を受けたときはその月の末日までに、前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を同項の期限までに提出できない特別な事情があると認めるときは、当該書類の提出期限を延長することができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、その適否を審査し、適当であると認めるときは、速やかに利子補給金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、利子補給金の交付の決定をし、その内容に条件を付したときは、これを交付申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」とい

う。）が、交付決定を受けた対象融資の内容を変更したとき、事業を廃止（倒産）したとき又は主たる事業所及び本店を市外に移転したときは、交付決定内容等の変更届（様式第2号）に当該事実が確認できる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合には、その内容を審査し、第5条の規定により交付決定した内容に変更があるときは、その旨を通知するものとする。なお、対象融資の内容を変更したことにより、支払利子が利子補給金の交付決定額を上回ることとなった場合でも、その支払利子については、補給しないものとする。

(利子補給金の停止)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利子補給を停止し、利子補給金の交付対象となる期間を当該事実があった日の属する月をもって終了するものとする。

- (1) 事業を廃止（倒産）した場合
- (2) 個人にあっては主たる事業所を市外に移転した場合、法人にあっては本店及び事業所を市外に移転した場合
- (3) 対象融資に係る取扱金融機関への元利金返済が6月にわたり滞った場合
- (4) 対象融資に係る代位弁済を受けた場合

(実績報告)

第9条 交付決定者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に支払った対象融資に係る支払利子について、翌年度の4月20日までにむつ市創業融資利子補給金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) むつ市創業融資利子補給金交付決定通知書の写し
- (2) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (3) 申請期間の返済事実が確認できる書類（通帳の写し等）
- (4) 市内で事業を継続している事実が確認できる書類（確定申告書の写し等）
- (5) 市町村税の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(利子補給金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告があった場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第11条 前条の規定により利子補給金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、むつ市創業融資利子補給金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、交付決定者からの請求に基づき、速やかに利子補給金を支払うものとする。

（利子補給金の取消し及び返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとし、既に交付した利子補給金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は対象融資に係る法令等に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

（帳簿等の整備）

第13条 交付決定者は、利子補給に係る融資に関する経理を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを利子補給金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた融資に係る利子で、令和7年3月31日までに支払を開始したものに適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第57号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第78号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。